該第一次経営承継相続人等の親族」を「個人」に改め、「（その者が二以上ある場合には、財務省令で定めるところにより当該認定承継会社が定めた一の者に限る。）」を削り、「同条第二項第三号ロ」を「同条第二項第三号イ」に改め、同項の表中「その親族」を「相続人」に改め、同条第五項中「認定承継会社（」の下に「株券不発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社以外の株式会社をいう。次項及び第三十八項第三号において同じ。）又は」を加え、「同項」を「法第七十条の七の二第一項」に改め、同条第六項中「認定承継会社（」の下に「株券不発行会社又は」を加え、同条第七項中「この項」の下に「、第十二項」を加え、同項第一号ロ中「以下この条において「常時使用従業員」を「経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする親族を除く。以下この項及び第三十項において「親族外従業員」に改め、同号ハ並びに同項第二号ロ及びハ中「常時使用従業員」を「親族外従業員」に改め、同条第八項中「会社並びに」を「会社、」に、「者が」を「者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が」に改め、同項第六号イ中「者（」の下に「当該経済産業大臣認定を受けた会社及び」を加え、同条第十項第一号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第七十条の七の二第二項第三号ハ」を「第七十条の七の二第二項第三号ロ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十四項第十号」を「第十四項第十一号」に、「並びに当該」を「、当該」に、「医療法人の議決権の数の合計が、当該医療法人の総社員の議決権の数の百分の五十を超える数である場合における当該医療法人」を「次の各号（当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当しない場合にあつては、第一号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第一号において同じ。）の数又は金額が、当該各号に定める数又は金額である場合における当該法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法人（医療法人を除く。）の株式等（非上場株式等を除く。）　当該法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額

二　医療法人の出資　当該医療法人の出資の総額の百分の五十を超える金額

第四十条の八の二第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「場合には、同条の規定により控除すべき当該経営承継相続人等の負担に属する部分の金額」を「場合において、控除未済債務額があるときは、当該特例非上場株式等の価額から当該控除未済債務額」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。

一　相続税法第十三条の規定により控除すべき経営承継相続人等の負担に属する部分の金額

二　前号の経営承継相続人等が法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（当該相続又は遺贈に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により取得した財産の価額から法第七十条の七の二第二項第五号イに規定する特例非上場株式等の価額を控除した残額

第四十条の八の二第十五項中「前項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同条第十七項中「には、同条の規定により控除すべき当該経営承継相続人等の負担に属する部分の金額」を「において、第十四項に規定する控除未済債務があるときは、当該特例非上場株式等の価額の合計額から当該控除未済債務額」に改め、同条第二十項中「第十四項」を「第十三項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二十一項中「及び第十五項から第十七項まで」を「、第十五項から第十七項まで及び第二十二項第二項第五号イに規定する特例非上場株式等の価額を控除した残額」に改め、同条第二十八項中「における常時使用従業員」の下に「（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三十九項中「第十二項」を「第十一項」に、「第二十四項」を「第三十項」に改め、同条第三十項中「常時使用従業員」を「親族外従業員」に改め、同条第三十八項第二号中「場合」の下に「（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに第五項に規定する方法により担保の提供が行われたときを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第七十条の七の二第六項本文の規定により担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社（株券不発行会社であるものに限る。）が、当該特例非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを設ける定款の変更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに国税通則法施行令第十六条に定める手続により担保の提供が行われたときを除く。）

第四十条の八の二第五十二項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項を同条第五十五項とし、同条第五十一項を同条第五十四項とし、同条第五十項を同条第五十三項とし、同条第四十九項中「第七十条の七の二第二十二項」を「第七十条の七の二第二十七項」に、「ほか」を「ほか」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十八項を同条第四十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

50　法第七十条の七の二第二十二項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可決定日において、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　法第七十条の七の二第一項の特例非上場株式等に係る認定承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であること。

二　前号の認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当すること。

51　法第七十条の七の二第二十二項に規定する政令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める評定とする。

一　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつたこと　認定承継会社がその有する資産の価額につき当該再生計画又は当該更生計画の認可の決定があつた時の価額により行う評定

二　法第七十条の七の二第二十二項に規定する政令で定める事実　認定承継会社が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定

第四十条の八の二第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十六項を同条第四十七項とし、同条第四十五項中「第四号ロ」の下に「並びに第二十二項第二号」を加え、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項の次に次の一項を加える。

45　法第七十条の七の二第十七項第一号及び第二十二項に規定する政令で定める事実は、法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実（同項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十二条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）とし、法第七十条の七の二第十七項第一号に規定する政令で定める計画は、法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号に掲げる要件に該当する債務処理に関する計画とする。

第四十条の八の三の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第一項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同条第七項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に、「第七十条の七の四第二項第三号ハ」を「第七十条の七の四第二項第三号ロ」に改め、同条第八項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に、「第七十条の七の二第十四項第十一号」に改め、同条第九項中「場合並びに」を「場合、」に、「場合に」を「場合並びに法第七十条の七の四第十三項において法第七十条の七の二第二十二項の規定を準用する場合に」に改め、同条第十一項中「及び第十四項」を「、第十三項及び第十五項」に、「及び第二十三項」を「、第二十二項、第二十三項及び第二十八項」に改め、同条第十三項中「同条第一項」を「同項」に改め、同条第十九項中「医療法人（」を削り、「前条第十三項」を「前条第十二項」に、「医療法人をいう。）」を「法人」に、「第七十条の七の二第十四項第十号」を「第七十条の七の二第十四項第十一号」に改め、同条第二十三項中「前条第五十二項」を「前条第五十五項」に改め、同条第三十八項第二号中「場合」の下に「（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに第五項に規定する方法により担保の提供が行われたときを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第七十条の七の二第六項本文の規定により担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社（株券不発行会社であるものに限る。）が、当該特例非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを設ける定款の変更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに国税通則法施行令第十六条に定める手続により担保の提供が行われたときを除く。）